

東近江市 ホームページバナー広告 広報ひがしおうみ広告

広告主様の事業をPRする媒体として、市ホームページや広報ひがしおうみの
広告枠をご活用ください。

興味をお持ちいただけましたら、気軽に問い合わせてください。
※広告は、市が特定の業者などを推奨するものではありません。

広告掲載料

市ホームページ バナー

1枠あたり月額2万円

※長期割引制度あり

【6～11カ月連続申込み】

1枠あたり月額1万4千円

【12カ月連続申込み】

1枠あたり月額1万円

広報ひがしおうみ

1枠あたり月額3万円



1 市ホームページ バナー広告



左図が市ホームページのトップ画面のイメージです。

■ 掲出枠

広告の申込みが複数ある場合は、枠数が増加し、すべて掲出されます。

バナー広告をクリックすると、リンクされた広告主様のホームページが表示されます。

● 規格

- 縦110ピクセル×横250ピクセル
- 200キロバイト以内
- GIF形式およびJPEG形式の静止画
- ※アニメーションは不可
- (Webアクセシビリティ(高齢者・障害者等配慮設計指針)に準拠した静止画像となります。)

2 広報ひがしおうみ広告



左図が広報ひがしおうみの紙面広告のイメージです。

フルカラーの広告です。

■ 掲出場所

広報ひがしおうみの17～19ページ「情報コーナー」の下部に掲載します。

● 規格

- 1枠 縦4.6cm×横8.6cm
- JPEGまたはAI、PSDなどの形式で保存されたもの

3 メリット

■自治体広告ならではの 信頼性と安心感につながります

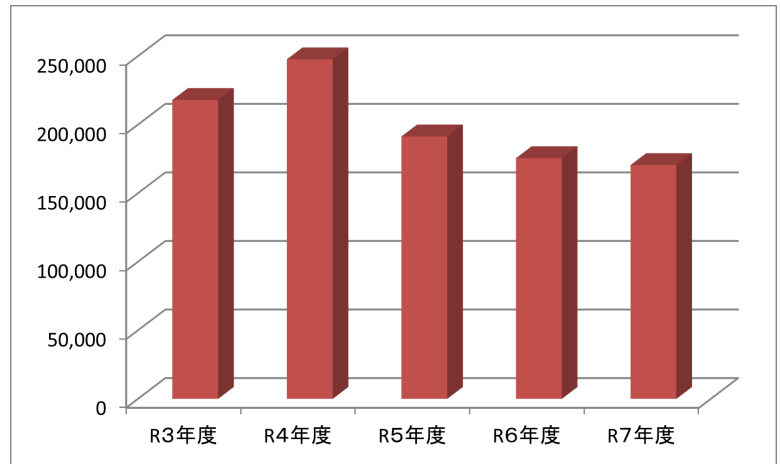
市民に対して悪質な情報とならないように、広告内容の審査を行っています。市ホームページや広報ひがしおうみに広告を掲載することで、その広告と広告主の信頼性を高めることにつながります。



市ホームページ バナー広告なら！

■令和7年度月平均アクセス数は約15万件 多くの市民の目にとまります

市ホームページのアクセス数は、インターネット環境の充実、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、17万件を超えています。そのため、多くの市民の目にとまりやすくなります。



▲市ホームページアクセス数の推移
(月平均のアクセス件数)

広報ひがしおうみ広告なら！

■発行部数30,000部 行政発行物の主流 年齢層を問わず多くの読者

広報ひがしおうみは、新聞折り込みで市民に配布しています。行政の発行物として定着しており、幅広い年齢の読者層となっています。また、手元に置いて必要な時に読む人が多く、再読率が高い媒体です。

また、紙面は市ホームページへの掲載、公共施設やコンビニエンスストア等への設置、スマートフォンのアプリによる配信も行っています。



4 申込み、手続きについて

【手順①】

市ホームページの「市ホームページバナー広告募集」または「広報ひがしおうみ広告募集」のサイトから申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、持参または郵送で東近江市役所本館3階の広報課まで申し込んでください。

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市企画部広報課

広告原稿は、メールで送付してください。

広報課メールアドレス koho@city.higashiomi.lg.jp

■原稿の規格

【ホームページバナー】

・縦110ピクセル×横250ピクセル ・200キロバイト以内 ・GIF形式およびJPEG形式の静止画
※アニメーションは不可（Webアクセシビリティ（高齢者・障害者等配慮設計指針）に準拠した静止画像となります。）

【広報ひがしおうみ】

・縦4.6cm×横8.6cm ・JPEGまたはAI、PSDなどの形式で保存されたもの

広告の原稿など、詳しくは広報課まで気軽に相談してください。

【手順②】

東近江市ホームページバナー広告掲載取扱要綱または東近江市広報ひがしおうみ広告掲載取扱要綱に基づき、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書および納入通知書を送付します。
※要綱では、公序良俗に反するもの、人権侵害となるもの、政治性または宗教性のあるもの、社会問題についての主義主張に当たるもの、誇大または虚偽であるものなどを主な掲載不可対象と定めています。

【手順③】

指定する日までに広告掲載料を納付してください。

<申込み・問合せ先>

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市企画部広報課（市役所本館3階）
電話 0748-24-5611 IP 電話 050-5801-5611 ファクス 0748-24-1457
メール koho@city.higashiomi.lg.jp